

【手続きの流れ】

① 交付申請 予算の状況により、令和4年1月31日を待たずに受付を終了する場合があります。

「交付申請に必要な書類」を提出します（簡易書留又は持参）。

- ・高付加価値化支援関係を利用希望の場合、事業計画書（案）を事前に提出してください（令和3年11月30日まで）。面談等（オンラインの場合あり）により事務局が内容を確認いたします。

【受付開始】 令和3年8月25日（水）

【受付締切】 令和4年1月31日（月） ※当日消印有効

【受付窓口】 宿泊施設変異株対策及び高付加価値化支援事業事務局

〒400-0031 甲府市丸の内二丁目16番1号 9階 電話 055-222-6112

メールアドレス yamanashigz3@gmail.com

書類審査

② 交付決定通知の送付

交付決定通知が送付されます。

- ・通知は交付申請書類を事務局が審査し、内容に不備がない場合に送付されます。（内容に不備がある場合、修正の対応をする必要があります。）
（内容が要綱等に適合しない場合は、不交付の通知を送付します。）

③ 補助事業の実施

補助事業を実施します。（令和2年5月13日以前に着手した場合は補助対象外です）

- ・令和3年12月31日（金）までに事業を完了させる必要があります。

※事業内容に変更が生じる場合は、事務局に相談してください。

④ 実績報告及び補助金請求

「補助金の受領に必要な書類」を郵送します。（簡易書留など郵送物の追跡ができる方法に限る。）

- ・提出前に補助対象事業に係る支払いを完了する必要があります。

【受付締切】 令和4年1月31日（月）（必着）

【受付窓口】 宿泊施設変異株対策及び高付加価値化支援事業事務局

〒400-0031 甲府市丸の内二丁目16番1号 9階 電話 055-222-6112

現地検査（必要に応じて実施されます。）

⑤ 交付額確定通知・補助金の受領

交付額確定通知を受領します。

- ・通知は報告書類等を事務局が審査し、現地検査により事業内容に不備がないことが確認できた場合に送付されます。
- ・追って補助金が支払われます（概算払いを受けた場合、既払い分が差し引かれます。）